

化学肥料低減定着対策事業補助金交付要綱

令和5年12月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着を図るための支援を通じて、肥料原料の国際価格の変動の影響を受けづらい生産体制の確立を図るため、予算の範囲内において、化学肥料低減定着対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）、長野県肥料高騰対策事業協議会肥料価格高騰対策事業及び肥料価格高騰緊急対策事業 業務方法書（令和4年8月25日制定）及び松本市農業再生協議会化学肥料低減定着対策事業 業務方法書（令和5年8月31日制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象取組等)

第2条 補助金の交付の対象となる取組内容、要件、交付対象者、交付単価及び取組実績の確認方法は、別紙1取組個票に記載されたとおりとする。

2 取組個票で設定した交付の対象となる取組と同一の取組について、国等から他の補助金等の交付を受けている場合は、重複してこの補助金の交付を受けることができない。

3 交付対象者は、松本市内に居住し、同市の住民基本台帳に記録されている農業者又は同市内に主たる事務所若しくは本店を置く農業者団体とする。

(交付金額の調整)

第3条 次条に基づく交付申請の額の合計が長野県肥料高騰対策事業協議会から承認を受けた化学肥料低減定着対策事業地域計画書に記載された交付金額を超える場合は、交付単価を圧縮することにより調整するものとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、化学肥料低減定着対策事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に、別紙1取組個票の取組実績の確認方法の欄に記載された実績確認書類を添えて、期日までに松本市農業再生協議会長へ提出するものとする。

(補助金の交付決定及び確定通知)

第5条 松本市農業再生協議会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を決定及び確定し、化学肥料低減定着対策事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 松本市農業再生協議会長は、長野県肥料高騰対策事業協議会からの交付金が交付された場合は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告、検査及び指示)

第7条 松本市農業再生協議会長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 松本市農業再生協議会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は松本市農業再生協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行し、令和5年6月1日以後の堆肥等の散布に係るものから適用する。

(別紙1)

地域計画書【取組個票】

取組の名称	堆肥等の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥等の散布に要する費用の支援を通じて、堆肥等の利用拡大を図る。
取組内容	<p>①地域の農業者の組織する団体が、堆肥等散布事業者と堆肥等の散布契約を締結するか、</p> <p>②地域の農業者が、堆肥等散布事業者と堆肥等の散布契約を締結した場合、料金の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none">・対象とする堆肥等とは、次のいずれかとする。 堆肥：肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この取組個票において「肥料法」という。）に基づく特殊肥料の堆肥のうち、国内で発生する動植物質を原料とするもの。 汚泥肥料：肥料法に基づく普通肥料の汚泥肥料。 その他：動植物質を原料とする肥料又は国内で発生する化学肥料代替となる肥料。・令和5年6月1日～12月末日までに堆肥等の散布を行うものに限る。
交付対象者	<ul style="list-style-type: none">・堆肥等の散布を受けた地域の農業者の組織する団体・堆肥等の散布を受けた地域の農業者
交付単価	堆肥等散布：4,000円/t以内。申請額が予算を上回った場合は、交付単価を圧縮するものとする。
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none">・堆肥等の散布を契約した又は契約することが確実なこと、堆肥等の散布量、散布日、契約額が確認できる書類（領収書又は請求書等）等

様式第1号（第4条関係）

化学肥料低減定着対策事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

年 月 日

松本市農業再生協議会
会長 田中 均 様

〒

申請者【住所】
【団体名】
【氏名】
(肩書・代表者名)
【電話番号】
【E-mail】

下記のとおり、化学肥料低減定着対策事業の取組みを実施したので化学肥料低減定着対策事業補助金を申請し、併せて実績を報告します。

なお、交付決定後は本申請書をもって補助金を請求するものとし、交付金額の調整により交付決定額が交付申請額を下回った場合は、その交付決定額に置き換え請求するものとします。

1 申請内容

散布面積	散布量 (A) ※合計	交付単価 (B)	交付申請・請求金額 (A) × (B)
a	t	4,000 円/t	円
備考			

2 振込口座

取引金融機関名 _____ 支店名 _____
フリガナ _____
口座名義 _____
預金種別 普・当 口座番号 _____

3 添付書類

- (1) 堆肥等の散布量・散布日・契約額・契約内容が分かる書類（領収書又は請求書等の写し）
- (2) その他、必要な書類

様式第2号（第5条関係）

化学肥料低減定着対策事業補助金交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

様

松本市農業再生協議会
会長 田中 均

年 月 日付けで申請があった化学肥料低減定着対策事業補助金について、
下記のとおり交付決定及び確定します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 交付申請額 | 円 |
| 2 交付決定及び確定額 | 円 |